

革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業 (28年度2次補正763.4億)

革新的なサービス開発・試作品開発を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援。

●第四次産業革命型 補助上限額：3,000万円（補助率 2 / 3）

中小企業者等が第四次産業革命に向けて、IoT・ビッグデータ・AI・クラウドを活用する革新的ものづくり・商業・サービス開発を支援。

●一般型 補助上限額：1,000万円【※】（補助率 2 / 3）

中小企業が行うサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

●小規模型 補助上限額：500万円【※】（補助率 2 / 3）

小規模な額で行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援。

ものづくり分野	サービス分野
<ul style="list-style-type: none">・「中小ものづくり高度化法」の1 2分野の技術を活用すること。・3～5年計画で、生産性を向上すること。	<ul style="list-style-type: none">・「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に示された方法で行うこと。・3～5年計画で、付加価値額が年率3%、及び経常利益が年率1%向上すること。

※雇用・賃金を増やす計画に基づく取組については、補助上限を倍増

※最低賃金引上げの影響を受ける場合は補助上限を更に1.5倍(上記と併せ補助上限は3倍)

<窓口> 申請は、各都道府県中小企業団体中央会